

令和5年1月5日

組合員・利用者みなさまへ

大阪北部農業協同組合

新型コロナウイルス感染者発生の公表に係る取扱いの変更について

大阪北部農業協同組合(以下、当組合)は、職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合に、当組合ホームページ等にて感染事案を公表してまいりました。

足元の感染状況及び感染症対策の変化等を踏まえ、今後は感染が判明した拠点の業務継続に影響がある場合等、広くご利用者にお知らせする必要がある場合において、当組合ホームページ等を通じて速やかに公表していく取扱いへと変更いたします。

当組合はご利用者と職員の安全を最優先に考え、関係機関と連携し、感染拡大防止に向けて適切に対応してまいりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

大阪北部農業協同組合 総務部 総務人事課

Tel:072-725-0751